

整理番号 8

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費    2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費        4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費        ⑦: 事務所費    8: 事務費    9: 資料購入・作成費    10: 交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和 5年4月14日	支出額	61,600 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所賃貸契約代(更新) ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	-----------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	支払先 (有) サンバーティ 事務所賃貸契約更新手数料  $77,000 \text{円} \times 80\% = 61,600 \text{円}$
---------	--------------	---

領収証	中川 浩 様	R 5 年 4 月 14 日
合計金額	税込	¥77,000
税抜金額	¥70,000	
税率	10%	
消費税額	¥7,000	
但	池田貸店舗 ( 1,2階 ) 更新手数料	
有限会社サンバーティ 〒350-1306 埼玉県狭山市富士見1-4-19 TEL 04-2959-3500 FAX 04-2957-8120		

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《事業用建物賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	( 1、2 階 )	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m <sup>2</sup>		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 ( 3 年間 )
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 ( 3 年間 )			更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所				
詳細					

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号 9

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年4月20日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 5月分 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	--------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	支払先	[Redacted]
---------	--------------	-----	------------

口座名義  
中川 浩

事務所家賃 5月分として

05-420 振込8 | \*70,000 | [Redacted]  
05-420 為替手数料 | \*330 | フリコミ テスウリヨウ

$(70,000 \text{円} + 330 \text{円}) \times 80\%$   
 $= 56,264 \text{円}$

### ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細は必ずお持ち帰りください

年月日	取扱店番	お取引内容
0504200295123		お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
02910005	[Redacted]	[Redacted]
お取引金額		
*****		¥70,000*
*****		
お取引できない場合	残高	
		***
特別	税込手数料	おつり
18.28	¥330*	

お振込先・お受取人  
ご依頼人  
ナカカワ ヒロシ様

と。  
ない場合は、別紙を使用すること。  
を付すこと。)

ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤  
よ、余白に補記すること。  
と。

## 《事業用建物賃貸借契約書》

住居   
 事業用   
 貸室   
 建物   
 新規   
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

### 頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	( 1,2 階 )	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m <sup>2</sup>		

### 頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日	～	2026年3月31日 ( 3 年間 )
		その他			

### 頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

### 頭書4 更新に関する事項

更新種類	合意のうえ更新することができます。	( 3 年間 )	更新手数料	新賃料の	1 ヶ月分+消費税
詳細					

### 契約条項

#### 第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

#### 第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

#### 第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

#### 第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

#### 第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### 第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号 16

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年5月18日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃(6月分)
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部 支払先 [REDACTED]

口座名義

中川 浩

事務所家賃6月分等

05-5-18 振込	*70,000	[REDACTED]
05-5-18 為替手数料	*330	フニコ テスウリヨウ

### ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
050518	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
00970005	[REDACTED]	[REDACTED]
お取引金額		***
*****		¥70,000*
*****		*****
お取扱い できない場合	残高	***
期1.40	税込手数料	*330*

お振込先・お受取人  
ご依頼人

ナカガワ ヒロシ様

$$(70,000円 + 330円) \times 80\%$$

$$= 56,264円$$

場合は、別紙を使用すること。  
(すこと。)

、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤  
白に補記すること。

※ 領宛を  
※ 按礼

# 《事業用建物賃貸借契約書》

住居   
 事業用   
 貸室   
 建物   
 新規   
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	[Redacted]
乙	中川 浩

## 頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建		事務所、住居
号室(所在)	( 1, 2 階 )	築年月	1978年10月	間取	
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m <sup>2</sup>		

## 頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日	～	2026年3月31日	( 3 年間 )
		その他				

## 頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

## 頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。	( 3 年間 )	更新手数料	新賃料の	1ヶ月分+消費税
種類	事務所				
詳細					

## 契約条項

### 第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### 第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

### 第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

### 第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

### 第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### 第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号	8
------	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費      ⑦事務所費      8:事務費      9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和5年7月10日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 7月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

口座名義  
中川 浩

事務所家賃 7月分として

05-7-10 振込      \*70,000  
05-7-10 為替手数料      \*330

### ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
050710	0295224	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01480005		***
お取引金額		
*****		¥70,000*
*****		
お取引できない場合	残高	
		* * *
特約	税込手数料	おつり
28	330*	

カカワ ヒロシ様

$$(70000円 + ⑦330円) \times 80\% = 56,264円$$

合は、別紙を使用すること。  
こと。)

※ 領収書が宛名が記載されていること(印記載がない場合は、赤字に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 《事業用建物賃貸借契約書》

住居   
 事業用   
 貸室   
 建物   
 新規   
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	[Redacted]
乙	中川 浩

## 頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	( 1, 2 階 )	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m <sup>2</sup>		

## 頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 ( 3 年間 )	その他	
----	---------	----	---------------------------------	-----	--

## 頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

## 頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。	( 3 年間 )	更新手数料	新賃料の	1ヶ月分+消費税
種類	事務所				
詳細					

## 契約条項

### 第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### 第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

### 第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

### 第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

### 第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### 第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。



整理番号 18

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費    9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和5年7月20日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 8月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	事務所家賃 8月分として
口座名義 中川 浩		

05-720 振込 8 \*70,000  
05-720 為替手数料 \*330 | フリコミ テスウリヨウ

### ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
050720	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
02610005		***
お取引金額		
*****		¥70,000*
*****		
お取扱い できない場合	残高	
		***
特別	税込手数料	おつり
0.20	¥330*	

$$(70,000円 + ⑦330円) \times 80\% = 56,264円$$

お振込先  
お受取人  
ご依頼人  
ナカガワ ヒロシ様

と。  
ない場合は、別紙を使用すること。  
を付すこと。)

ただし、「〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤は、余白に補記すること。

※ 按分した場合は、積算方法を白に記入すること。

## 《事業用建物賃貸借契約書》

住居   
  事業用   
  貸室   
  建物   
  新規   
  更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	[Redacted]
乙	中川 浩

### 頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	( 1、2 階 )	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m <sup>2</sup>		

### 頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 ( 3 年間 )	
		その他		

### 頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

### 頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。	( 3 年間 )	更新手数料	新賃料の	1 ヶ月分+消費税
種類	事務所				
詳細					

### 契約条項

#### 第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

#### 第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

#### 第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

#### 第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

#### 第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### 第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号 25

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年8月24日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 9月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

口座名義  
中川 浩

事務所の家賃 9月分  
として

5-824 振込	*70,000	[REDACTED]
15-824 為替手数料	*330	フリコミ テスウリヨウ

### ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は改ざんが検出されにくく作られています。

年月日	取扱店番	お取引内容
050824	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
02000005	[REDACTED]	[REDACTED]
お取引金額		***
*****		¥70,000*
*****		
お取扱い できない場合	残高	***
特別	税込手数料	おつり
14.41	¥330*	
お振込先・お受取人 ご依頼人		
[REDACTED]		
ナカガワ ヒロシ様		

$$(70000円 + ⑦330円) \times 80\% = 56,264円$$

場合は、別紙を使用すること。  
(こと。)

※ 領収書に「〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《事業用建物賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	( 1,2 階 )	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m <sup>2</sup>		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 ( 3 年間 )
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。		( 3 年間 )	更新手数料	新賃料の	1 ヶ月分+消費税
種類	事務所					
詳細						

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号 23

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費      ⑦事務所費      8:事務費      9:資料購入・作成費      10:交通費

支出年月日	令和5年9月21日	支出額	56,264 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	-----------	-----	-------------------------------

使途	事務所 家賃 10月分 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	----------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

口座名義  
中川 浩

事務所の家賃 10月分 とし

05-921 振込8      \*70,000  
05-921 為替手数料      \*330 | フリコメ テスウリヨウ

$$(70,000円 + ⑦330円) \times 80\% = 56,264円$$

### ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
050921	0295125	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01090005		口座番号
		***
		お取引金額
*****		¥70,000*
*****		*****
お取扱い できない場合	残高	
		***
時刻	振込手数料	おつり
2.27	330*	おつり

お振込先・お受取人  
ご依頼人

ナカカワ ヒロシ様

い場合は、別紙を使用すること。  
(付すこと。)

※ 領引 券  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。  
とし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤  
余白に補記すること。

# 《事業用建物賃貸借契約書》

住居   
 事業用   
 貸室   
 建物   
 新規   
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

## 頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建		事務所、住居
号室(所在)	( 1、2 階 )	築年月	1978年10月	間取	
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m <sup>2</sup>		

## 頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 ( 3 年間 )
		その他	

## 頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所		担保	連帯保証人				

## 頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。	( 3 年間 )	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所			
詳細				

## 契約条項

### 第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### 第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

### 第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

### 第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

### 第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### 第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号 34

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年10月23日	支出額	56,220 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所 家賃 11月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

口座名義  
中川 浩

事務所 家賃 11月分とし

05-10-23 振込 \*70,000  
05-10-23 為替手数料 \*275 | フリコミ テスウリヨウ

$$(70,000円 + 275円) \times 80\% = 56,220円$$

### ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細はお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
051023	0295125	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01440005		***
お取引金額		
*****		¥70,000*
*****		
お取引できない場合	残高	
		***
特2.25	税引手数料	275*
		おつり

お振込先・お受取人  
ご依頼人  
ナカカワ ヒロシ様

と。  
ない場合は、別紙を使用すること。  
を付すこと。)

ただし、「〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤は、余白に補記すること。  
と。

# 《事業用建物賃貸借契約書》

住居   
 事業用   
 貸室   
 建物   
 新規   
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

## 頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	( 1,2 階 )	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m <sup>2</sup>		

## 頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 ( 3 年間 )	
		その他		

## 頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

## 頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。	( 3 年間 )	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所			
詳細				

## 契約条項

### 第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### 第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

### 第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

### 第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

### 第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### 第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。



整理番号 24

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年11月6日	支出額	56,220 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 12月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
口座名義	事務所の家賃 12月分とLT
中川浩	

05-11-6 振込8 | ☆70,000 | [REDACTED]  
 05-11-6 為替手数料 | ☆275 | フリコム テスウリヨウ

### ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
051106	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
03250005	[REDACTED]	[REDACTED]
お取引金額		***
*****		¥70,000*
*****		
お取扱い できない場合	残高	***
05.11.24	振込手数料	¥275*
お振込先・お受取人 ご依頼人		
ナカガワ ヒロシ様		

$$(70,000円 + 275円) \times 80\% = 56,220円$$

場合は、別紙を使用すること。  
(※)

※ 領収書は、宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 《事業用建物賃貸借契約書》

住居   
 事業用   
 貸室   
 建物   
 新規   
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

**頭書1 目的不動産の表示**

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	( 1, 2 階 )	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m <sup>2</sup>		

**頭書2**

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 ( 3 年間 )	その他	
----	---------	----	---------------------------------	-----	--

**頭書3 条件**

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

**頭書4 更新に関する事項**

更新種類	合意のうえ更新することができます。 ( 3 年間 )	更新手数料	新賃料の	1 ヶ月分+消費税
詳細	事務所			

## 契約条項

**第1条 契約期間**

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

**第2条 賃料**

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

**第3条 共益費等**

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

**第4条 負担の帰属**

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

**第5条 敷金**

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

**第6条 保証金**

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号 29

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費    9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和5年12月7日	支出額	56,220 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 1月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

口座名義  
中川 浩

事務所家賃 1月分  
として

05-12-7 振込8	*70,000
05-12-7 為替手数料	*275   フリコメ テスウリヨウ

### ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細

ご来店いただきありがとうございます。  
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
051207	0295224	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
00770005		***
		お取引金額
*****		¥70,000*
*****		*****
お取扱い できない場合	残高	***
特例	11.07	税込手数料 ¥275*

お振込先 振込人 振込人  
ナカガワ ヒロシ様

$$(70,000円 + ⑦275円) \times 80\% = 56,220円$$

は、別紙を使用すること。  
と。)

※ 領収書等(①)「〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

## 《事業用建物賃貸借契約書》

住居   
  事業用   
  貸室   
  建物   
  新規   
  更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

### 頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	( 1,2 階 )	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m <sup>2</sup>		

### 頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日	～	2026年3月31日	( 3 年間 )
		その他				

### 頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

### 頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。	( 3 年間 )	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所			
詳細				

### 契約条項

#### 第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

#### 第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

#### 第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

#### 第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

#### 第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### 第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号 29

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和6年1月15日	支出額	56,220 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所 家賃 2月分 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
-----	---------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	事務所、家賃 2月分として
口座名義	中川 浩	70,000円 + 275円 = 70,275円
		70,275円 × 80% = 56,220円

06-1-15 振込 8 | \*70,000 | [REDACTED]  
 06-1-15 為替手数料 | \*275 | フリコム テスウリヨウ

### ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
060115	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01680005	[REDACTED]	[REDACTED]
お取引金額		
*****		¥70,000*
*****		
お取扱い できない場合	残高	
		* * *
特例	税込手数料	おつり
2.06	275*	

お振込先・お受取人  
ご依頼人

ナカカワ ヒロシ様

※、別紙を使用すること。

①代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤補記すること。

※ 領収書  
宛名が記  
※ 按分し 場

## 《事業用建物賃貸借契約書》

住居   
  事業用   
  貸室   
  建物   
  新規   
  更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

### 頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	( 1, 2 階 )	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m <sup>2</sup>		

### 頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 ( 3 年間 )
		その他	

### 頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

### 頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。	( 3 年間 )	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所			
詳細				

### 契約条項

#### 第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

#### 第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

#### 第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

#### 第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

#### 第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### 第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号 49

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費      2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費      ⑦: 事務所費      8: 事務費      9: 資料購入・作成費      10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	令和6年1月29日	支出額	29,520 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	<p>事務所 駐車場賃貸契約料他 2月・3月分駐車場代</p> <p>※使途基準の「主な例」を参考に記載 (新規)</p>
----	---

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	<p>支払先 (株) ヤマト地所</p> <p>事務所 駐車場賃貸契約仲介手数料</p> <p style="text-align: right;">8800円</p> <p style="text-align: right;">2月・3月分駐車場代</p> <p style="text-align: right;">16000円</p> <p style="text-align: right;">礼金                      8000円</p> <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p style="text-align: right;">32800円</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;"><math>32800円 \times 90\% = 29,520円</math></p>
---------	--------------	---

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 【契約諸費用 請求書】

2024年01月29日

中川 浩 様

株式会社ヤマト地所

〒350-1331

埼玉県狭山市新狭山3丁目1番地1

プラザ新狭山1階B型101

TEL 04-2952-1558

FAX 04-2952-9333



この度は、下記賃貸物件へご入居の申し込みを頂きまして、誠に有難うございます。  
ご契約にあたり、下記の必要書類・精算金額のご用意の程をお願いいたします。

物 件 名	月極有料No.179駐車場	No. <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	( 179 )
ご 契 約 日	2024年2月1日		( 3451 )
契 約 期 間	2024年02月01日 ~ 2025年01月31日 までの 1年間		

役 席	担 当 者

項 目	金 額	摘 要
2 月 家 賃	8,000 円	
小 計 ①	8,000 円	
3 月 家 賃	8,000 円	
小 計 ②	8,000 円	
契 約 一 時 金	8,000 円 8,800 円	の1ヶ月分 税込 駐車料の1ヶ月分
小 計 ③	16,800 円	
合 計 金 額	32,800 円	小計①+②+③

## 【 備 考 】

必  
要  
書  
類

運転免許証の写し (個人契約及び利用者限定の場合)  
車検証写し (個人契約及び利用者限定の場合)  
印鑑(シャチハタ不可)  
契約金  
口座情報のわかるもの (キャッシュカード・通帳等)

2024/04月分駐車料より、保証会社への支払いになります。

(※初回支払時に、初回保証料が合算されます。)

口座振替時、支払手数料として220円がかかります。

※必要諸経費を下記口座へお振込み下さい。(振込手数料は、お客様負担、初回契約金のみとなります)

振 込 口 座	金 融 機 関 名	埼玉りそな銀行	0017
	本 支 店 名	新狭山支店	502
	口 座 分 類	普通預金	
	口 座 番 号	3761140	
	口 座 名 義	株式会社 ヤマト地所	フリガナ: カブシカイシャ ヤマトヂジョ



# 領 収 証

中川 浩 様 様

2024年1月29日

金 8,800 円也 (消費税率 10%・内消費税 800 円)

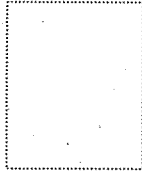
月極有料No.179駐車場

No. ■■■

賃貸借契約仲介手数料として

上記の通り正に領収いたしました。

(金額の訂正及び捺印無しは無効です)



登録番号 : T6030001063277

株式会社ヤマト地所

代表取締役 国田 弘美

埼玉県狭山市新狭山3丁目1番地

プラザ新狭山1階B型101



# 領 収 証

中川 浩 様 様

2024年1月29日

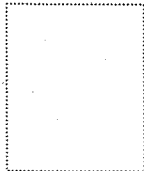
金 24,000 円

月極有料No.179駐車場

No. ■■■

内 訳

礼 金		8,000 円
2024年	2 月分 駐車料	8,000 円
2024年	3 月分 駐車料	8,000 円 -
消費税対象額	-	(消費税率 内消費税額 -)



上記の通り正に領収いたしました。

(金額の訂正及び捺印無しは無効です)



# 【契約諸費用 精算書】

2024年1月29日

ナカガワ 様

登録番号：T6030001063277

株式会社ヤマト地所

〒350-1331

埼玉県狭山市新狭山3丁目1番地1

プラザ新狭山1階B型101

TEL 04-2952-1558

FAX 04-2952-9333

この度は、下記賃貸物件へご入居の申し込みを頂きまして、誠に有難うございます。  
ご契約にあたり、下記の必要書類・精算金額のご用意の程をお願いいたします。

物件名	月極有料179	駐車場CD:	駐車位置:No. <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
契約予定日	年 月 日		
契約開始日	2024年2月1日	~	

役席	担当者

項目	金額	摘要
2月家賃	8,000円	日割日数 日分
小計①	円	
3月家賃	8,000円	
小計②	円	
契約一時金	8,800円	税込・10% 駐車料の1ヶ月分
仲介手数料	8,000円	駐車料の1ヶ月分
礼金	円	駐車料の1ヶ月分
初回保証料	円	
車庫証明発行手数料	円	
小計③	円	
合計金額	32,800円	小計①+②+③
消費税対象額	¥32,800	(消費税率 10% 内消費税額 800円)

## 【備考】

必要書類  
 運転免許証の写し (個人契約及び利用者限定の場合)  
 車検証写し (個人契約及び利用者限定の場合)  
 印鑑 (シャチハタ不可)  
 契約金

---



---



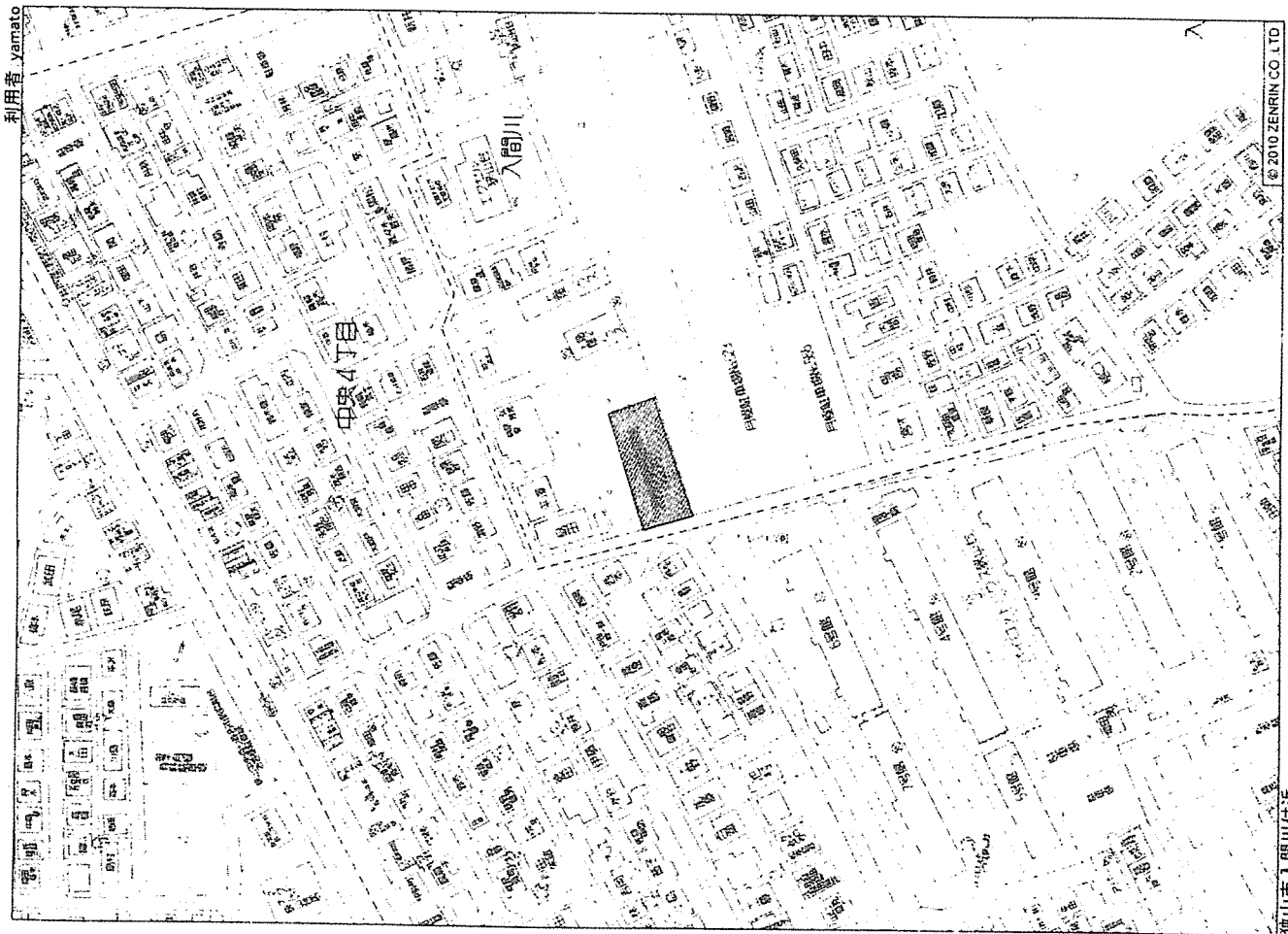
---



---

※必要諸経費を下記口座へお振込みください。(振込手数料は、お客様負担)又は、当社へご持参ください。

振込口座	金融機関名	埼玉りそな銀行	0017
	本支店名	新狭山支店	502
	口座分類	普通預金	
	口座番号	3761140	
	口座名義	株式会社 ヤマト地所	フリガナ: カブシカイシャ ヤマトヂソ



月極有料No.179駐車場

- ・アスファルト舗装
- ・番号表示あり

自動更新  
※礼金1ヶ月あり

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
1	2	3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17

押出

縮尺 1 / 1,500 45m

整理番号 7

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費      7:事務所費      8:事務費      9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和6年2月5日	支出額	56,220 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃(3月分)
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	支払先	[REDACTED]
口座名義	中川 浩	事務所家賃3月分として	
06-2-5 振込8	*70,000	[REDACTED]	
06-2-5 為替手数料	*275	フリコム テスウリヨウ	

### ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
060205	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01530005	[REDACTED]	[REDACTED]
お取引金額		***
*****		¥70,000*
*****		*****
お取扱い できない場合	残高	***
特判	11.58	税込手数料 ¥275* おつり
お振込先・お受取人 ご依頼人 ナカカワ ヒロシ様		

$$(70,000 \text{ 円} + \text{㊦}275 \text{ 円})$$

$$\times 80\% = 56,220 \text{ 円}$$

こと。  
りない場合は、別紙を使用すること。  
)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 《事業用建物賃貸借契約書》

住居   
 事業用   
 貸室   
 建物   
 新規   
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

## 頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	( 1、2 階 )	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m <sup>2</sup>		

## 頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日	～	2026年3月31日	( 3 年間 )
		その他				

## 頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

## 頭書4 更新に関する事項

更新種類	合意のうえ更新することができます。	( 3 年間 )	更新手数料	新賃料の	1 ヶ月分+消費税
詳細					

## 契約条項

### 第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### 第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

### 第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

### 第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

### 第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### 第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号	18
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
【経常的経費】	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費    9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和6年3月11日	支出額	56,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃(4月分) ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	---------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	支払先
口座名義 中川 浩		[Redacted]
		事務所家賃 4月分として

06-3-11 振込8	*70,000	
06-3-11 為替手数料	*275	フリコミ テスウリヨウ

$$(70,000円 + ⑦275円) \times 80\% = 56,220円$$

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 《事業用建物賃貸借契約書》

住居   
 事業用   
 貸室   
 建物   
 新規   
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

**頭書1 目的不動産の表示**

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建		事務所、住居
号室(所在)	( 1, 2 階 )	築年月	1978年10月	間取	
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m <sup>2</sup>		

**頭書2**

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日	～	2026年3月31日 ( 3 年間 )	
		その他				

**頭書3 条件**

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

**頭書4 更新に関する事項**

更新	合意のうえ更新することができます。	( 3 年間 )	更新手数料	新賃料の	1 ヶ月分+消費税
種類	事務所				
詳細					

### 契約条項

**第1条 契約期間**

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

**第2条 賃料**

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

**第3条 共益費等**

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

**第4条 負担の帰属**

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

**第5条 敷金**

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

**第6条 保証金**

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号 31

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費    9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	令和6年3月27日	支出額	10998 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	<p>事務所 駐車場代(月極)・初回保証委託料</p> <p>※ 使途基準の「主な例」を参考に記載</p>
-----	---

<b>領収書等貼付欄</b>	無所属改革の会 狭山支部	支払先(株)オリコフレントインシア
口座名義		事務所 駐車場代(月極)
中川 浩		4月分 とし 8千円
06-327 口座振替 3	*12220   千円ヨウ	手数料 220円
初回保証委託料 4千円		12220円 × 90% = 10998 円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



株式会社ヤマト地所  
本店

2024年01月29日

ご担当者様

FAX:04-2952-9333



株式会社オリコフォレントインシュア

審査課

TEL: 0570-030-123

営業時間: 10時~18時

FAX: 0570-009-977

年中無休(当社休業日除く)

## 審査結果通知書

お申しいただいた件につき、下記の通りご通知致します。

 保証申込を承認します

承認番号	6451-3616-29		
フリガナ ご契約者	ナカガワ ヒロシ 中川 浩 様		
物件名	月極有料No179	部屋番号	■
賃貸借費用等 合計金額	8,000 円	収納済み前家賃	03月分まで
保証料率	50 %	取扱開始予定日	2024年03月27日
初回保証委託料	4,000 円	支払手数料(税込)	220円
備考	申込者現住所が変更の場合は変更解約通知書にてお知らせください。		

※お申込み内容に変更が発生した場合には、再申込み・再審査が必要となる事がございます。

上記申込がキャンセルになりましたら、下記項目にチェック、ご記名の上、FAXにてご返信下さい。

 キャンセルになりました。

担当者名

FAX送信先 : 0570-009-288

# 【契約諸費用 精算書】

2024年1月29日

ナカガワ 様

登録番号：T6030001063277

株式会社ヤマト地所

〒350-1331

埼玉県狭山市新狭山3丁目1番地1

プラザ新狭山1階B型101

TEL 04-2952-1558

FAX 04-2952-9333

この度は、下記賃貸物件へご入居の申し込みを頂きまして、誠に有難うございます。  
ご契約にあたり、下記の必要書類・精算金額のご用意の程をお願いいたします。

物件名	月極有料179	駐車場CD:	駐車位置:No.
契約予定日	年 月 日		
契約開始日	2024年 2月 / 日 ~		

役 席	担当者

項 目	金 額	摘 要
2月家賃 駐車料	8,000 円	日割日数 日分
小 計 ①	円	
3月家賃	8,000 円	
小 計 ②	円	
契約一時金 仲介手数料 礼金 初回保証料	8,800 円 8,000 円	税込 10% 駐車料の1ヶ月分 駐車料の1ヶ月分 駐車料の1ヶ月分
車庫証明発行手数料	円	
小 計 ③	円	
合 計 金 額	32,800 円	小計①+②+③
消費税対象額	¥ 32,800 (消費税率 10% 内消費税額 800 円)	

## 【 備 考 】

必要書類  
 運転免許証の写し (個人契約及び利用者限定の場合)  
 車検証写し (個人契約及び利用者限定の場合)  
 印鑑(シャチハタ不可)  
 契約金

---



---



---

※必要諸経費を下記口座へお振込みください。(振込手数料は、お客様負担)又は、当社へご持参ください。

振込口座	金融機関名	埼玉りそな銀行	0017
	本支店名	新狭山支店	502
	口座分類	普通預金	
	口座番号	3761140	
	口座名義	株式会社 ヤマト地所	フリガナ: カブシキガイシャ ヤマトチソ